

群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務公開型プロポーザル  
 一次審査(参加表明書)に係る質問回答書

令和5年6月6日

(質問事項は原文のまま掲載しています。)

番号	該当資料	頁	質問事項	回答
1	太田本所建設事業 設計業務公開型プロ ポーザル実施要 領	5	設計業務公募型プロポーザル選定委員会について 委員の人数、役職等による構成、氏名等の公開は可能でしょうか。	選定委員会の情報は非公開とします。
2	太田本所建設事業 設計業務公開型プロ ポーザル実施要 領	8	業務実績について 業務実績欄に「新築または増築」と記載がありますが「改築」も実績に 含めて宜しいでしょうか。建築基準法における「改築」の定義は「従前 の建築物を取り壊して、これと位置、用途、構造、規模がほぼ同程度の ものを建てること」とされており実質的に「新築」と同義であり「改 修」とは異なるため。	「改築」は「新築または増築」と同様の取り扱いとします。
3	太田本所建設事業 設計業務公開型プロ ポーザル実施要 領	7	配置技術者の条件について 「工事監理者は(中略)管理技術者との兼務をしていないこと」と記載 がありますが、総合・構造・電気・機械の各主任担当技術者は設計業務 と工事監理業務を兼務しても宜しいでしょうか。	設計業務における各主任担当技術者が、工事監理業務における各監理主 任技術者を兼務することは差し支えありません。
4	太田本所建設事業 基本計画(概要 版)	-	群馬東部水道企業団太田本所庁舎建設基本計画について 一次審査通過後に配布されるものと理解して宜しいでしょうか。	本プロポーザルでは、本プロポーザルのホームページにてすでに公開し ている群馬東部水道企業団太田本所庁舎建設基本計画(概要版)を関連 資料とします。
5	太田本所建設事業 設計業務公開型プロ ポーザル評価要 領	5	表3 配置技術者の専門分野の技術者資格について 電気設備・機械設備は、設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備 士、技術士の何れかの資格を保有していれば評価係数1.0と理解して宜し いでしょうか。	お見込みの通りです。

番号	該当資料	頁	質問事項	回答
6	太田本所建設事業設計業務公開型プロポーザル評価要領	3	一次審査の採点結果の二次審査における取り扱いについて 一次審査の配点が30点、二次審査の配点が70点で構成されていますが、二次審査における最優秀者選定時にも一次審査の採点結果が継承され二次審査との合計点（100点満点）で審査が執り行われるものでしょうか。もしくは、一次審査は二次審査の参加要請者を選定する作業であり、採点結果は二次審査に継承されるものではないのでしょうか。	最優秀者及び次点者は、一次審査の結果及び二次審査の結果（100点満点）をもとに委員会で審議を行い、決定します。
7	太田本所建設事業設計業務委託仕様書（プロポーザル時）	8	4業務内容（2）追加業務について 15）総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成とは具体的にどのような業務を想定してますでしょうか。	当該業務は、官庁施設の環境保全性基準（国土交通省）を適用し、新規計画する太田本所の環境保全性の検討・評価を行い資料を作成するものとします。
8	太田本所建設事業設計業務委託仕様書（プロポーザル時）	8	建設予定地について 「移転予定地」の地盤調査資料等がございましたらご提示ください。	現段階で公開できる資料がありません。設計業務委託においては、敷地の現在の状況を把握するための地質調査業務を含んでいます。
9	関係図面（一式）	-	建設予定地について 「移転予定地」に既存建物（解体予定）以外に「建物解体跡地」とありますが、「移転予定地」内の地中埋設物などの地中障害の有無等をお教えください。	「建物解体跡地」について、建物解体時には杭等はなく、解体建物による地中障害は無いと認識しています。既存建物（解体予定）については杭まで撤去する予定です。また、埋設文化財包蔵地であるため、建設工事の前に「移転予定地」の文化財発掘調査が入ることになります。以上より、設計業務を進めていくうえで建物配置に多少の調整が必要になる可能性はあると思われます。
10	太田本所建設事業設計業務委託仕様書（プロポーザル時）	10	建設予定地について 「移転予定地」内における群馬東部水道企業様のお考えの中で建物建設の制限（建築基準法の制限以外に）等があればご教授ください。	「5. 業務の実施（4）適応基準等」により、法令等に適合した建物建設を予定しています。その他、詳細な条件は「群馬東部水道企業単太田本所建設事業 設計業務委託仕様書（プロポーザル時）」によります。これ以外の制限は特に設定しておりません。